

平成 23 年度 軽自動車税について

平成 23 年 5 月に軽自動車税の納税通知書が送付されます。納期限内の納付にご協力をお願いします。

(軽自動車税について)

- ◎軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在において、軽自動車等を所有または使用している方に対して年税で課税されます。
- ◎普通自動車税とは違い、月割りでの課税計算や払い戻しはありません。
- ◎車検切れなどにより、実際に運行していない車両であっても、抹消の手続きを行わなければ課税されます。



ナンバープレートの紛失や盗難にあったら、警察及び役場税務課に届出を盗難にあたり紛失しても警察及び役場税務課に届けないと…

- 抹消の手続きができず、いつまでも税金を払うことになります。
- 放置車両として発見された場合、盗まれた方の責任になることがあります。また、人に譲ったときも名義変更の手続きをしないとずっと課税され続けます。

身体障害者等に対する減免について

身体に障害のある方が運転する軽自動車、または身体障害者等の通院・通学等のために、その方と生計を一にする人が運転する軽自動車等について一定の条件で減免を受けることができます。

ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて 1 障害者につき 1 台に限ります。

(手続きに必要なもの)

- ・減免申請書
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳等
- ・運転免許証の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・平成 23 年度軽自動車税納税通知書

(減免申請期限)

平成 23 年 5 月 24 日 (火)

(身体障害者減免の該当区分)



障害区分	障害の級別	
	本人運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害者	1 級～ 3 級及び 4 級の 1	左に同じ
聴覚障害者	2 級及び 3 級	左に同じ
平衡機能障害	3 級	左に同じ
音声機能障害	3 級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限り)	
上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	左に同じ
下肢不自由	1 級～ 6 級	1 級、2 級及び 3 級の 1
体幹不自由	1 級～ 3 級及び 5 級	1 級～ 3 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	1 級及び 2 級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	左に同じ
移動機能障害	1 級～ 6 級	1 級及び 2 級、3 級(一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
心臓機能障害	1 級及び 3 級	左に同じ
じん臓機能障害	1 級及び 3 級	左に同じ
呼吸機能障害	1 級及び 3 級	左に同じ
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	左に同じ
小腸の機能障害	1 級及び 3 級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級～ 3 級までの各級	左に同じ
肝機能障害	1 級～ 3 級	左に同じ
知的障害		A 1 及び A 2
精神障害		1 級(自立支援医療(精神通院医療)に限る)受給者証の交付を受けている者

お問い合わせ / 西原町役場税務課 町県民税係 軽自動車税担当 ☎ 945-4729(内線142)

要予約

事前にお問い合わせ下さい!

自然共生型アドベンチャースポーツ&パーク

フォレストアドベンチャー

FOREST ADVENTURE IN ONNA

沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1525 TEL (098) 963-0088 FAX (098) 963-0087

(予約・問合せ) yoyaku@forest-adventure-onna.jp

(URL) http://www.forest-adventure-onna.jp

事業主 福山商事株式会社

地震の被害を受けて避難をされているみなさまへ ～税務署からのお知らせ～

国税に関するご相談、申告済みの還付金の支払時期の確認、納税証明書交付申請書等は、**最寄りの税務署**でも受けることができます。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の方については、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行いました。この他の地域に納税地のある方についても、交通途絶等により申告・納付等が困難な方は期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、最寄りの税務署にご相談ください。

還付金の支払について

すでに申告を行っている還付金の支払時期等の確認をされる場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。



納税証明書の交付について

最寄りの税務署でも納税証明書交付申請書を受け付けていますので、ご相談ください。なお、納税証明書の交付まで多少の日数がかかる場合があります。

お問い合わせ・連絡先

北那覇税務署 ☎ 877-1324 (自動音声にしたがって「2」を選択して下さい)

軽自動車税は5月31日(火)が納期限です

納め忘れのないよう、よろしくお願いします。

町税の納付は口座振替を利用すると便利です。なお、町税の納付が遅れた場合は、延滞金が加算されますのでお早めに納めてください。滞納が続きますと差押等をおこなう場合があります。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。納税は国民の三大義務のひとつです。(憲法 30 条)

※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えていてください。

平成 23 年度各税目の納期限

納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税	6 月 30 日	8 月 31 日	10 月 31 日	平成 24 年 1 月 31 日
固定資産税	5 月 2 日	8 月 1 日	12 月 27 日	平成 24 年 2 月 29 日
軽自動車税	5 月 31 日			

【お問い合わせ】総務部税務課 徴収・収納係 ☎ 945-4729